

議案第 3 2 号

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年あきる野市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、基幹業務システムにおいて住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための固有の番号を付番し、管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、3 の項から 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表中

「

6 市長	あきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和 4 年あきる野市条例第 2 5 号）による高校生等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

」

を

「

5 市長	あきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和４年あきる野市条例第２５号）による高校生等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」

に改め、同表に次のように加える。

8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第２の１の項を削り、同表２の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって規則で定めるもの
(１) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
(２) 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給又は生活に困窮する外国人に対する同法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護等関係情報」という。）
(３) 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
(４) 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）
(５) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）
(６) 住登外者宛名情報

別表第２中２の項を１の項とし、同表３の項特定個人情報の欄に次のように加える。

- (４) 住登外者宛名情報

別表第２中３の項を２の項とし、同表４の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって規則で定めるもの
(１) 地方税関係情報
(２) 住登外者宛名情報

別表第２中４の項を３の項とし、同表５の項特定個人情報の欄に次のように加える。

- (５) 住登外者宛名情報

別表第２中５の項を４の項とし、同表６の項特定個人情報の欄中

- 「(5) 児童扶養手当関係情報
(6) 特別児童扶養手当等関係情報」を
- 「(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）
(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別に障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。）
(7) 住登外者宛名情報」

改め、同項を同表5の項とし、同表7の項特定個人情報の欄に次のように加える。

(7) 住登外者宛名情報

別表第2中7の項を6の項とし、同表8の項特定個人情報の欄に次のように加える。

(12) 住登外者宛名情報

別表第2中8の項を7の項とし、同表9の項特定個人情報の欄に次のように加える。

(7) 住登外者宛名情報

別表第2中9の項を8の項とし、同表10の項特定個人情報の欄に次のように加える。

(7) 住登外者宛名情報

別表第2中10の項を9の項とし、同表に次のように加える。

10 教育委員会	学校教育法に基づく就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
----------	-------------------------------------	----------------------

別表第3の1の項中「事務であつて規則」を「事務であつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。）」に、「による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの」を「第24条に規定する医療に要する費用についての援助の実施に関する情報（以下「援助の実施に関する情報」という。）」に改め、同表2の項中「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する事務であつて主務省令」に改め、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

援助の実施に関する情報

別表第3の3の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務で

あつて主務省令」に改め、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

援助の実施に関する情報

別表第 3 中 4 の項を 5 の項とし、 3 の項の次に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

別表第 3 に次のように加える。

6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 2 5 日から施行する。